

# ブラックロック・ゴールド・ファンド

追加型投信／海外／株式

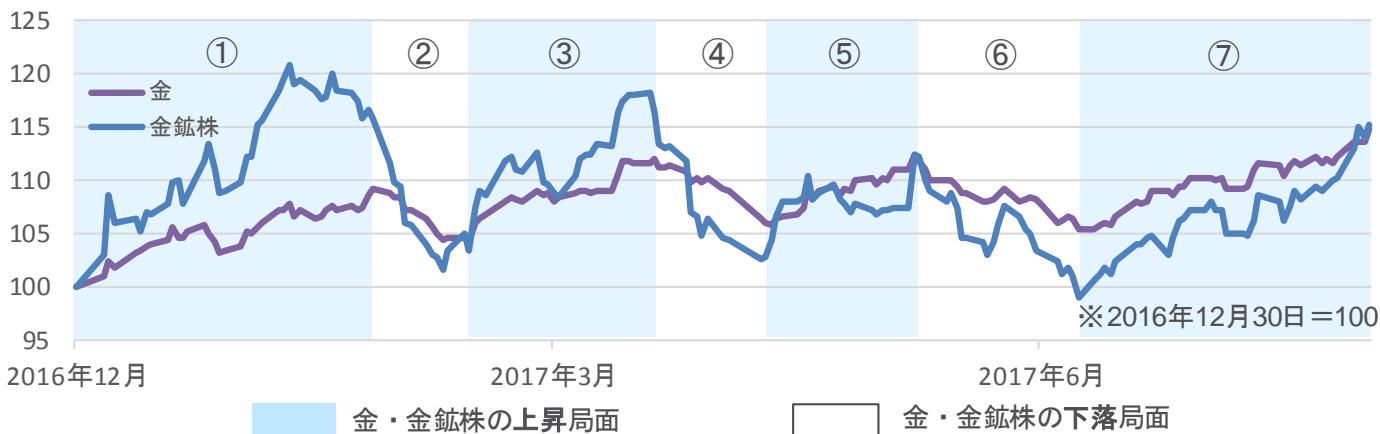
## 金・金鉱株の市場環境と今後の見通しについて

ブラックロック・ジャパン株式会社

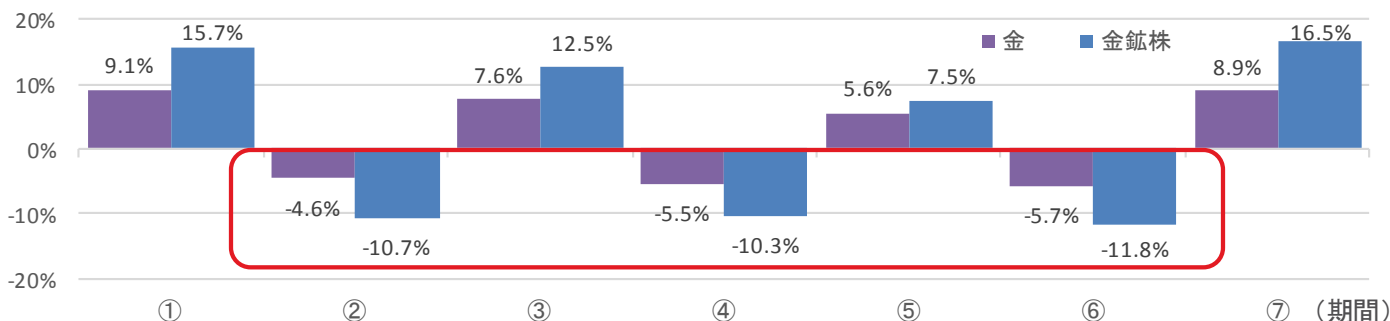
### 1 金・金鉱株の足元の市場環境

一般的に金と金鉱株の値動きは連動性が高いと言われており、金鉱株の値動きは金よりも大きくなる傾向があります。2017年初来から足元までの2資産の値動きを比較してみてもその傾向が現れていると考えられます（下記グラフ1参照）。  
 ただし、当該期間における金鉱株の値動きは、金の上昇局面での値上がりよりも下落局面での値下がりが大きくなるという結果になりました（下記グラフ2参照）。  
 これは、2016年に金鉱株が他資産と比較して大きく上昇したため、下落局面において利益確定の売りが出やすい環境であったためだと考えられます（下記表参照）。

グラフ1：金・金鉱株の価格推移（2016年12月30日～2017年8月31日、米ドルベース）



グラフ2：金・金鉱株の期間別騰落率（2016年12月30日～2017年8月31日、米ドルベース）



表：2016年の資産別騰落率（米ドルベース）

	世界株	世界債券	金	金鉱株
騰落率	8.51%	2.09%	8.56%	60.74%

※ブルームバーグのデータを基にブラックロック・ジャパンで作成。

金はロンドン市場の金価格(米ドル/トロイオンス)、金鉱株はFTSE金鉱業株インデックス(米ドルベース)、世界株はMSCIオール・カントリー指数(米ドルベース)、世界債券はブルームバーグ・パークレイズグローバル総合指数(米ドルベース)を使用。

本資料の3ページに当ファンドに係る投資リスク、4ページ以降に手数料、その他の重要事項を記載しておりますので、必ずご覧下さい。

## 2 当ファンドの運用状況

2017年初来の当ファンドのリターンをみると、2月以降低迷しております（下記グラフ参照）が、当ファンドの運用チームでは、この主要因は個別銘柄選択によるものと考えています。特にパフォーマンスの足枷となった銘柄は、ティーマック・リソースズ（TMAC Resources Inc）とエルドラド・ゴールド（Eldorado Gold Corp）の2銘柄であり、前者は主要鉱山の開発遅延、後者は収益の鍵を握るギリシャの鉱山における技術的なトラブルの浮上により、パフォーマンスに対してマイナス寄与しました。

ただ、運用チームはこれらの問題は短期的なものであると見ており、両銘柄とも中長期的な魅力に変化はないと考え引き続き保有する方針です。

### 2017年初来の当ファンドのリターン（2016年12月30日～2017年8月31日）



### （ご参考）設定来の当ファンドの累積投資基準価額推移（2003年2月25日～2017年8月31日）



※ブラックロックのデータを基にブラックロック・ジャパンで作成。累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、P5の「ファンドの費用」をご覧ください。

## 3 金・金鉱株の今後の見通し

一般的に金はリスク回避資産としての側面が強く、世界経済の底固さによって株式市場に追い風が吹いている足元の環境では、相対的に魅力度が低い投資対象かもしれません。しかしながら、英国のEU離脱やトランプ政権の不透明感、北朝鮮問題やイスラム国によるテロ等の地政学リスクによって、依然として不確実性の高い環境が世界的に続いているといえるでしょう。

これらの問題が具現化した際、安全資産である金への投資魅力は高まると見えています。なお、金鉱株は前項でも説明した通り金との連動性が高く、金価格よりも大きく変動する傾向があることから、金価格の上昇局面ではより大きく値上がりする可能性もあると考えます。このような環境下においては、株式市場等の下落に備える資産として、金・金鉱株をポートフォリオの一部に組み入れておくことが分散投資の観点から有効ではないかと考えています。

本資料の3ページに当ファンドに係る投資リスク、4ページ以降に手数料、その他の重要事項を記載しておりますので、必ずご覧下さい。

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

### ■ 鉱山株・金鉱株投資のリスク

当ファンドは、鉱山株のなかでも金鉱株を主要投資対象とします。金鉱株とは鉱山株のなかでも金の採掘・精練等を行う企業の株式であり、金価格を反映して金価格よりもダイナミックに変動する特徴があります。金鉱株の価値の決定要因は所有する金鉱山の埋蔵量、産金コスト、金価格等ですが、産金コストを一定とすると、金価格の値動きが株価に与える影響が大きくなります。また、世界の経済および市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金に変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

### ■ 特定業種への投資のリスク

当ファンドは、貴金属・一般非鉄金属（銅、アルミ、ニッケル、錫、亜鉛、鉛等）の採掘・精練等を行う企業の株式を主要投資対象とします。特定業種への集中投資を行うため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなる場合があります。

### ■ 為替変動リスク

当ファンドの基準価額は、円建てで表示されます。一方、当ファンドは主として外貨建資産に投資します。当ファンドは原則として、外貨建資産に対して為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

### ■ 中小型株式投資のリスク

当ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場の全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

### ■ カントリー・リスク

当ファンドは、世界各国の株式に投資し、また、エマージング諸国の発行体が発行する株式にも投資します。主として先進国市場に投資する場合と比べてエマージング諸国への投資は、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

### ■ デリバティブ取引のリスク

当ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

上記は基準価額の主な変動要因であり、変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

### ◆ 収益分配金に関する留意点

・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※お申込みの際には投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

## ご留意事項等

- 本資料は、当ファンドの特色や投資対象、リスク要因および留意点についてご理解を深めていただく目的でブラックロック・ジャパン株式会社を作成した商品の販売用資料です。
- 当ファンドの基準価額は、当ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様へ帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
- 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。
- 当ファンドを取得される場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本資料はブラックロック・ジャパン株式会社が信頼できると判断した資料・データ等により作成いたしました。その正確性および完全性について保証するものではありません。また使用されるデータ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。
- 本資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

# お申込みメモ

購入単位	一般コース:1万口以上1万口単位 累積投資コース:1万円以上1円単位 販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	一般コース:1万口以上1万口単位 累積投資コース:1口以上1口単位 販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金制限	大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付不可日	トレント証券取引所が休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受けません。 ※企業動向・市場環境等の変化により、今後購入・換金申込受付不可日が変更になる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	無期限(設定日:平成15年2月25日)
繰上償還	当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中で信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	1月27日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 累積投資コースを選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は、1,000億円とします。
公告	投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

# ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		(各費用の詳細)		
購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.24%</b> (税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価		
信託財産留保額	ありません。	—		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		(各費用の詳細)		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して <b>年2.16%</b> (税抜2.00%)の率を乗じて得た額 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときファンドから支払われます。 ※委託会社の報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。		運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	運用管理費用 の配分	(委託会社)	年1.080%(税抜1.00%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各种書類の作成等の対価
		(販売会社)	年0.972%(税抜0.90%)	運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		(受託会社)	年0.108%(税抜0.10%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.108%(税抜0.10%)を上限として、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき、ファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。		<ul style="list-style-type: none"> <li>•ファンドの諸経費: 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等</li> <li>•売買委託手数料: 組入有価証券の売買の際に発生する手数料</li> <li>•外貨建資産の保管費用: 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用</li> </ul>	

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

# 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2017年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 【当資料で使用したデータの著作権について】

- FTSE金鉱業株インデックスは、FTSEインターナショナルリミテッドにより算出される指数です。FTSEの指数(インデックス)は、いずれもFTSEの商標であり、そのあらゆる権利はFTSE及び/又は、その許諾者に帰属します。すべての情報は、参考のために提供されるだけです。FTSEは、FTSEの指数又はその基礎データのいかなる誤りもしくは欠落等に関して一切責任を負うものではありません。
- MSCIインデックスはMSCI Inc.が開発した指数です。MSCI公表データに関する著作権、その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

## 委託会社、その他の関係法人の概況

### 【委託会社】

ブラックロック・ジャパン株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第375号  
一般社団法人投資信託協会会員/  
一般社団法人日本投資顧問業協会会員/  
日本証券業協会会員/  
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会会員

### 【受託会社】

三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

### 【投資顧問会社】

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

### 【販売会社】

7ページをご覧ください。

# 投資信託説明書（交付目論見書）のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○			○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第62号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第180号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第197号	○			
SMBC日興証券株式会社 (SMA取引、ダイレクトコース)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
UBS証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2633号	○	○	○	○
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
株式会社三菱東京UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○		○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	
株式会社千葉銀行 (インターネットバンキング、テレホンバンキング および ちばぎんコンサ ルティングプラザ(千葉・柏・船橋))	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社三井住友銀行 (インターネット・モバイル専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイ ション・リミテッド *	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号	○		○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○		○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○			
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○			
株式会社東邦銀行 *	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	

\*印の販売会社では、新規お申込みを受付けておりません。